

旭川医科大学図書館利用証に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年10月13日図書館長裁定)

旭川医科大学図書館利用証に関する細則の一部を改正する細則

旭川医科大学図書館利用証に関する細則（平成27年11月1日図書館長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この細則は、令和3年10月13日から施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別記様式2（第3条関係）</u></p> <p><u>別記様式3（第3条関係）</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>図書館利用申請書等の写真サイズ及び撮影時期の見直しを行うため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>別記様式2（第3条関係）</u></p> <p><u>別記様式3（第3条関係）</u></p> <p>(略)</p>